

第3期北海道総合開発計画

昭和45年7月10日

北海道開発庁

第3期北海道総合開発計画

昭和45年7月10日

閣議決定

目次

第1	計画作成の意義	1
第2	計画の期間	2
第3	計画の性格	2
第4	計画の目標	3
第5	目標年次の経済社会	3
第6	施策の基本方針	5
第7	産業の開発振興	8
1	農業	8
2	林業	11
3	水産業	12
4	鉱業	14
5	工業	16
6	エネルギー	18
7	運輸交通業等	19
第8	社会開発基盤の強化	19
1	都市および農山漁村の環境	19
2	住宅	21
3	生活環境施設	22
4	厚生施設	24
5	教育文化等施設	25
6	労働関係施設	26
7	公害等防止施設	27
第9	交通通信施設の整備	28

1	道 路	28
2	鉄 道	30
3	港 湾	31
4	航路標識	32
5	空 港	32
6	流通施設	33
7	通信施設	34
第 10	国土保全と水資源の開発	35
1	治 山	35
2	治水と水資源開発	35
3	海岸保全	37
4	気 象	37
第 11	自然の保護保存と観光開発	38
第 12	所要資金	39
む す び		40

第 1 計画作成の意義

北海道の開発は、明治 2 年以來 1 世紀の間、独自の体制のもとに、国によって計画的にすすめられてきた。とくに、戦後は、国民経済の復興発展の一翼をになう重要な国策として、北海道開発法が制定され、政府は、これにもとづき、昭和 27 年度以降、北海道総合開発計画を樹立し、積極的に開発を推進しているところである。現在、第 2 期北海道総合開発計画を実施中であるが、おおむね所期の目的を達成して、昭和 45 年度をもって終了する。

今日、わが国は、めざましい経済成長によって、その経済力を著しく強化してきたが、同時に、経済社会の過密化、過疎化が急速にすすみ、公害、自然の破壊、社会的緊張などの困難に直面し、あらためて、狭小な国土をいかに全的に有効活用するかが重要な問題となっている。

今後、わが国経済社会が、国際化、都市化、情報化のすすむなかで、高度な福祉社会の建設をめざして、いっそうの発展を期するには、将来にわたる発展基盤を全国土に展開し、国土利用の抜本的再編成をはかる必要がある。

これに対し、北海道は、広大な地積、豊富な資源、雄大な自然に恵まれるなど、大きな開発可能性を有しており、また、近年、重化学工業、大規模農業などの近代的な産業の立地と、札幌などを中心とする中枢管理機能の集積がすすみ、北方風土につちかわれた進取の気風のもとに、新しい社会へ飛躍する発展力を高めてきている。

このような北海道の潜在発展力を最大に発揮せしめ、国土利用再編成の実現をはかることは、きわめて緊要であり、ここに、北海道開発の新

たな意義がある。

すなわち、広大な開発適地は、わが国に残された希少な大規模産業展開の場であり、これを積極的に活用して、革新的な巨大工業基地、国際水準の高度食料生産基地等の建設をはかることによって、国民経済的課題に積極的にこたえうるのである。

また、広大な北方的自然に計画的に形成された都市および農山漁村とこのうえに築かれた創造的気風のもとで、わが国経済社会の発展方向を示唆する高生産・高福祉社会を先駆的に実現するとともに、雄大な自然を背景として、魅力のある国民的保養の場を形成することが要請されるのである。

さらに、北海道は、地理的にも北方圏の要衝にあり、今後いっそうの進展が予想される北方圏諸国との交流拠点として、わが国における重要な役割をになうことが期待される。

このような観点にたって、今後の北海道開発を強力に推進するため、現在実施中の北海道総合開発計画の終了を契機として、新たな構想のもとに、第3期北海道総合開発計画を樹立するものである。

第2 計画の期間

この計画の期間は、昭和46年度から昭和55年度までの10か年とする。

第3 計画の性格

この計画は、北海道開発法にもとづいて樹立する総合開発計画であって、今後の北海道開発の向かうべき方向と施策を明らかにしたものである。

る。

政府公共部門については、その事業実施の基本となるものであり、民間部門については、その自発的活動の指針となるべきものである。また、民間部門における財政投融资などによる誘導助成は、この計画に沿って行なわれるものである。

第4 計画の目標

この計画においては、北海道の有するすぐれた潜在発展力を効果的に発現し、産業構造および社会生活構造の革新を通じて、生産と生活が調和する豊かな地域社会の先駆的実現をはかり、わが国経済社会の繁栄に積極的に寄与することを目標とする。

第5 目標年次の経済社会

この計画における目標年次の北海道経済の規模と構造をつぎのとおり見込むものとする。

区 分	単 位	基準年次 (昭和43年度) A	目標年次 (昭和55年度) B	B/A
総 人 口	万人	524	600	1.15
就 業 者 数	万人	244	282	1.16
農 林 水 産 業 生 産 額	10 億円	504	858	1.70
鉱 工 業 生 産 額	10 億円	1,249	5,492	4.40
生 産 所 得	10 億円	1,905 (100.0)	5,754 (100.0)	3.02
第 1 次 産 業	10 億円	308 (16.2)	515 (9.0)	1.67
第 2 次 産 業	10 億円	538 (28.2)	2,038 (35.4)	3.79
第 3 次 産 業	10 億円	1,059 (55.6)	3,201 (55.6)	3.02
就業者1人当り生産所得	万円	78	204	2.62

- (注) 1. 価格は、昭和43年度価格である。
2. () は、構成比を示す。
3. 基準年次の生産所得は、調整項目を控除したものである。

すなわち、目標年次の生産所得総額は 5.7 兆円をこえ、北海道経済の規模は基準年次に比して 3 倍に拡大し、総人口は 600 万人に達する。

生産所得を産業別にみると、第 1 次産業は 1.7 倍、第 2 次産業は 3.8 倍、第 3 次産業は 3.0 倍の成長を示し、その構成は、それぞれ 9 %、35 %、56 %となる。また、就業者は 16 %増の約 280 万人となり、就業構造は、第 1 次産業が 23 %から 12 %へ、第 2 次産業が 27 %から 33 %へ、第 3 次産業が 50 %から 55 %へと変動する。

この結果、北海道経済の構造は著しく高度化し、就業者 1 人当り生産所得は基準年次の 2.6 倍に上昇し、また、産業間の生産性格差も縮小する。

目標年次における生活についてみると、1 人当り個人消費支出は 71 万円、個人可処分所得は 92 万円といずれも基準年次の 2.8 倍となり、住宅は、必要戸数はもとより、1 人 1 室がおおむね確保され、防寒性能が改善されるなど生活の水準は著しく向上する。

さらに、社会生活環境についてみると、水道、下水道は必要な地域にほぼ普及し、都市公園面積は約 2 倍になり、幹線道路はほぼ全線舗装され、電話は全世帯の 70 %に普及するなど社会生活環境の質的水準は大幅に高まる。

目標年次における土地利用についてみると、北海道の総面積約 785 万ヘクタールのうち、農用地については、宅地化などによるかい廃もあるが、草地造成などにより総体として約 130 万ヘクタールに拡大する。林地については、地域的な変動はあるが、総体的には現状の 560 万ヘクタール程度が確保される。原野は、積極的な開発利用によって大幅に減少する。住宅地、工場用地等を含めた宅地については、おおむね 2 万ヘクタール増加して約 7 万ヘクタール程度になるものと見込まれる。また、

市街地面積は都市人口の増大などにより倍増し、約 6 万ヘクタールに達する。

なお、この計画に示された目標年次の諸指標は、計画の構想をくずさない範囲で弾力的に解するものとする。

第 6 施策の基本方針

この計画においては、北海道の特性を生かした高生産性産業を展開するための環境条件と、明るく住みよい北方的地域社会を創出するための環境条件との総合的整備をはかることを施策の基本方針とし、とくに、つぎの諸施策を強力に推進する。

この際、生産と生活の場を広域化一体化する圏域の形成をはかるとともに、北海道の長期的飛躍的発展の起動力となる先導的開発事業を計画的重点的に展開するものとする。

1 近代的産業の開発振興

農林水産業については、生産基盤の積極的拡充強化、資本装備および技術の高度化、流通の効率化などを総合的に推進するものとし、とくに、新酪農村の建設、総合的な栽培漁業地帯の形成、大規模林業圏の開発などを地域の特性に即して積極的に展開する。

工業については、有利な立地条件を有する臨海部および既存の工業集積を有する工業開発拠点を中心として、重化学工業を積極的に開発育成するとともに、資源利用工業および消費財工業の振興をはかるものとし、とくに、苫小牧東部地区に新たな大規模工業基地を建設して、巨大な基幹工業コンビナートの形成をはかる。

また、内陸部および大陸棚に賦存する有用地下資源の探鉱、開発を

積極的に促進するとともに、大容量原子力発電所、大規模原油備蓄基地等を建設して、基礎資源およびエネルギーの長期安定的確保をはかる。

なお、近代的産業の開発振興に必要な新技術の開発をすすめるとともに、労働者の職業能力の積極的な開発向上と労働力の確保につとめる。

2 社会生活基盤の強化

北方風土のもとで、四季を通じて快適な生活をいとなみうる環境を創出するため、生活需要の高度化に即応して、防寒住宅、公園、緑地、上下水道、地域暖房等生活環境施設の整備を積極的に推進するとともに、教育文化、医療保健、社会福祉等の諸施設の総合的体系的整備をはかる。

3 新交通、通信、エネルギー輸送体系の確立

北海道と本州の直結化、道内の地域間交流の緊密化をはかるため、人、物の長距離・高速・大量輸送、情報の大量迅速処理、エネルギーの広域大量輸送などの機能を有する骨格体系の形成と、これと結びつく輸送通信網の整備充実を積極的に推進する。

とくに、国土の主軸形成の一環として、青函トンネル、新幹線鉄道、高速自動車道、基幹空港、大型流通港湾、総合流通ターミナル、データ通信処理施設等の建設および北海道・本州送電連けいの実現をはかる。

4 国土保全と水資源の開発

経済社会の発展に即応して開発基盤の強化をはかるため、治山、治水、海岸保全等の国土保全事業を積極的に推進する。

また、水需要の増大に対処して、水資源の広域的計画的な開発と水利用の合理化をすすめ、各種用水の安定的な供給をはかる。

5 自然の保護保存と観光開発の推進

雄大な北方的自然と独自の文化的資源を保護保存するとともに、自然景観との調和をはかりつつ、利用施設の計画的な整備をすすめ、四季を通じて魅力ある国民的自然観光レクリエーション地域として、その開発を積極的に推進する。

6 中核都市圏の整備と広域生活圏の形成

開発の拠点となる札幌などの中核都市については、その規模と特性に応じて、広域的な見地から、周辺市町村と一体となる都市圏の形成をはかり、安全、快適な北方的都市環境の創出を目途に、既成市街地の再編成、交通通信施設の整備、各種団地の適正配置などを計画的にすすめ、都市機能の拡充強化をはかる。

また、農山漁村の地域については、日常活動の核となる都市とその周辺地域を包括する広域生活圏の形成をはかり、魅力ある生産と生活の場の創出を目途に、交通通信網の整備ならびに生産生活関連施設等の機能的配置とその整備を体系的にすすめるほか、農漁村工業の導入につとめる。

このような広域生活圏を中核都市圏と有機的に運びいし、過密、過疎の防止に配慮しつつ、北海道全域の均衡ある発展を期する。

なお、これらの施策をすすめるにあたっては、北海道の積雪寒冷の気象条件からくるあい路の打開にとどまることなく、冬の環境の積極的活用につとめるとともに、高度な産業の展開と北方的文化の集積を通じて、わが国における北方圏交流の拠点としての役割を果たしうるよう配慮する。

第7 産業の開発振興

1 農 業

北海道は、近年、高生産性農業地域として、きわだった特性を發揮しつつあるが、なお広大な農牧適地を擁するなど、大型機械化農業を展開しうる有利な条件を有している。

今後、北海道農業は、このような発展可能性を最大に發揮し、農産物需給の長期的動向に対応して国民の食料を安定的に供給し、わが国農業構造の革新に主導的役割を果たすことが、強く期待されるのである。

このため、適地適産の原理に則した農業地域の形成をはかり、酪農、畜産を中心として、国際水準の大規模高生産性農業の確立を目途に、積極的な施策を展開するものとする。

この方向を地域別に示せば、つぎのとおりである。

根釧、天北においては、大型草地酪農経営群と生産生活諸施設を機能的に配した新酪農村の建設を目途に、わが国最大の酪農畜産地域として、その開発をすすめる。

十勝、網走等の畑作地域においては、麦類、てん菜、飼料作物等を主体とする北歐的輪作体系の確立を通じて、高生産性畑作経営の展開をはかる。

道央などの平たん部稲作適地においては、生産体制の再編成をすすめて、高生産性稲作経営の展開をはかる。

また、畜肉については、稲作、畑作、酪農経営との有機的連けいのもとに、飛躍的増産をはかり、果樹、そ菜園芸については、地域の特

性に応じて、その振興につとめる。

なお、自然条件などから、安定的かつ高能率の生産を確保しがたい稲作地帯については、地域の発展方向に即し、適切な施策を講じ、その転換をはかるものとする。

このような方針にもとづいて、目標年次における農業生産額は、基準年次の1.7倍の約5,600億円、このうち畜産生産額は3.4倍の約2,800億円、乳肉用牛は3.2倍の約150万頭、また、農業生産に必要な農用地面積は、1.3倍の約130万ヘクタールを見込む。

この結果、生産所得は57%増の約3,300億円、就業者は44%減の約23万人と見込まれ、農業の構造は急速に近代化し、生産性は著しく向上する。

このための主要な施策は、つぎのとおりである。

(1) 広域農業開発の推進

農村における生産生活活動の広域化、多様化に即し、生産流通施設など各種農村施設、農家集団を合理的に配した機能的農業地域の形成を目途に、産業基盤の整備などとあわせて農業基盤整備事業を総合的に推進する。

このため、畑作、酪農地帯においては、農地流動化などによる経営規模拡大の方向に即して、基幹排水施設、営農用水施設、農道の整備など畑地帯土地改良事業、農用地開発事業を計画的に推進する。

とくに、根釧、天北においては、広大な開発適地を活用して新酪農村の建設をはかるため、道路、河川等の整備とあわせて幹線農道、用排水施設等を先行的に整備するとともに、大規模な農用地の開発造成などを積極的に推進し、大型酪農家群の創設と農村の再編成をすすめる。なお、この事業を効率的に実施するため、開発体制の整

備をはかる。

道央などの稲作中核地帯においては、大規模なほ場整備、基幹用排水等の事業を推進し、高度の水管理と大型機械化作業体系の確立をはかる。

また、果樹、そ菜園芸については、畑地かんがい事業などを推進して、その振興をはかる。

(2) 農業経営の近代化

農業構造改善事業などを積極的にすすめるとともに、融資制度の改善などを通じて農業機械化など資本装備の高度化と経営規模の拡大をはかる。

このほか、公的機関の農地買上げなどにより、農地流動化を促進する。

また、農業技術の刷新と自律性豊かな農業経営者の育成をはかるため、試験研究施設の整備、教育普及体制の充実につとめる。

(3) 農畜産物の生産流通体制の確立

農畜産物の需給の動向に即応しうるよう、農業団体、営農集団等を中心とする生産、集出荷体制のシステム化をはかる。

このため、乳肉用牛の共同ほ育育成施設、大型フィードロット、集送乳施設、穀類野菜等の近代的処理貯蔵施設等生産、集出荷施設の合理的配置、整備を推進する。

また、これらとあわせて、主要消費地において卸売市場の拡充整備につとめるほか、農畜産生鮮食料品の安定的供給をはかるため、本州大消費地に貯蔵配送施設などの整備を推進する。とくに、牛乳については、効率的な輸送手段の開発と円滑な供給体制の整備を通じて、飲用牛乳の消費の拡大をはかる。

2 林 業

北海道は、わが国における枢要な林業地帯であり、全国木材総生産量の約 22 %をにっているが、今後さらに増加が見込まれるわが国木材需要に対処して、北海道の林業生産をいっそう積極的に推進する必要がある。一方、産業の発展、生活の向上にともない、森林の公益的機能を強化することがますます重要となってきた。

このため、森林をその機能と特性により林業生産地帯、保護保存地帯等に区分し、それぞれの特性に応じた林業開発を、他産業との調和を保ちつつ、積極的に展開するとともに、とくに道央、道東等において、大規模な林業圏としての計画的な開発を推進し、高生産性林業の展開をはかる。さらに、林業の健全な発展に資するため、木材需給の安定と林産業の振興につとめる。

このような方針にもとづいて、目標年次における林業生産額は、基準年次の 59 %増の約 1,260 億円を見込み、この結果、生産所得は 63 %増の約 820 億円、就業者は 22 %減の約 3.5 万人と見込まれ、生産性は大幅に向上する。

このための主要な施策は、つぎのとおりである。

(1) 育成林業の推進

林業生産地帯などにおいて人工造林を強力に展開するとともに、地帯の特性に即して天然林施業の強化をはかる。また、保護、保育事業などを積極的に推進するほか、優良種苗の確保など関連事業の推進につとめる。

(2) 林道網の拡充整備

高密度路網の形成をはかるため、幹線林道、施業林道等の開設を積極的に推進するとともに、既設林道の改良を促進する。

(3) 林業構造の近代化

経営基盤の充実、生産基盤の整備、資本装備の高度化、協業の推進などにより林業構造の改善をはかるとともに、広域的な業務提携を促進し、森林組合の機能の強化につとめる。

(4) 林産業の振興

林産工業の立地特性に即して、高次加工体制の整備と設備の近代化を積極的にすすめる、また、林産物流通の円滑化をはかるため、主要都市に木材流通センターの設置を推進するほか、素材生産の近代化をはかるため、機械化、協業化を促進する。

このほか、林業の開発振興に必要な試験研究および普及指導体制の強化につとめる。

3 水産業

北海道の水産業は、わが国の水産業において枢要な地位を占め、近年、着実な生産増加をみせているが、今日、なお有望な未利用資源を擁し、さらに、栽培漁業の開発などにより、新たな発展の可能性を高めてきている。

今後、動物性たん白需要の増大などの動向に対応して、北海道の水産業が積極的役割を果たすためには、このような開発可能性を効果的に発揚して企業性豊かな高生産性水産業を確立することを目途に、積極的な開発をすすめる必要がある。

このため、沿岸海域の栽培漁業を開発振興するとともに、沖合、遠洋海域における未利用資源を開発し、漁業生産の計画的拡大を推進する。また、消費の多様化の動向に即し、水産物の安定的供給をはかるため、加工流通の近代化につとめる。

このような方針にもとづいて、目標年次における漁業生産量は、基準年次の23%増の約230万トン、生産額は83%増の約1,700億円を見込む。

この結果、生産所得は2倍の約1,030億円、就業者は25%減の約7万人と見込まれ、生産性は著しく向上する。

このための主要な施策は、つぎのとおりである。

(1) 栽培漁業の開発振興

沿岸漁場の立体的活用を目途に人工魚礁の設置などの漁場造成事業を推進し、特産的水族の増養殖、種苗の放流などにより沿岸海域における資源組成の高度化をすすめて、浅海、内湾等を積極的に開発し、栽培漁業を基軸として、沿岸漁業の振興をはかる。

とくに、内浦湾、サロマ湖等の適地に、種苗センターなどを設置して総合的な栽培漁業地帯を形成する。また、さけ、ますの増養殖事業を促進する。

(2) 沖合・遠洋漁業の振興

北部日本海などにおける未利用資源を開発し、既存漁場とあわせて、その合理的な利用を推進し、沖合・遠洋漁業の振興をはかる。

また、北方海域において、海難などの防止に万全を期するとともに、船舶などによる医療機能の確保をはかる。

(3) 水産業経営の近代化

漁船、省力機械、加工施設等資本装備の近代化を推進し、生産性の高い漁業、水産加工業の確立をはかる。

また、新技術の開発、生産性の高い水産業にふさわしい就業者の養成をはかるため、試験研究、普及指導体制等の整備充実につとめる。

(4) 漁港の整備

今後の漁業生産の動向に対応して、生産および流通の中心となる重要漁港およびその他の沿岸漁港などの重点的な整備を推進するとともに、漁港関連道の整備を促進する。

(5) 加工流通の近代化

水産加工流通の近代化の方向に即応して、加工および流通の諸施設の整備を促進するとともに、主要な漁業基地においては、これらの諸施設の総合的な整備をはかる。

また、主要消費地における保蔵施設、卸売市場等の整備拡充をはかるほか、コールドチェーンの普及など流通体制の合理化につとめる。

4 鉱 業

エネルギーおよび工業原料の大部分を海外に依存しているわが国の現状にかんがみ、鉱産資源に富む北海道においては、金属、非金属鉱物、石油、天然ガス等の開発を積極的に推進するとともに、地域経済に大きな地位を占めている石炭鉱業の安定をはかる必要がある。

すなわち、北海道の石炭は、炭質、採掘条件等において、他の地域にくらべて有利な条件を有しているので、その特性を生かし、増大を続ける製鉄需要に対応して、原料炭を中心とする新鉱開発を推進することにより、生産の長期的な安定につとめる。

また、金属、非金属鉱物については、わが国における枢要な鉱産地帯として、銅、鉛、亜鉛、金、銀等の重要鉱産物の生産も近年著しい上昇を示しており、しかも、北海道は、なお未調査の地域が広範囲に残存し、新鉱床発見の可能性はきわめて大きく、わが国における鉱物資源の長期安定供給地として重要な地位を占めるものと考えられるの

で、今後、重要鉱産物の探鉱、開発を強力に推進するとともに、産業関連施設の整備を通じて企業化を促進し、鉱量の確保と生産の拡大をはかる。

石油、天然ガスについては、大陸棚を含めて大規模な鉱床賦存が期待されているので、基礎調査、試掘および大陸棚における海底掘削などの積極的な探鉱、開発を推進する。また、地熱の開発利用を促進する。

このような方針にもとづいて、目標年次における鉱業生産額は、基準年次の 61 %増の約 1,800 億円を見込む。このうち、金属、非金属鉱物については、今後における需要増大を考慮して、金、銀、銅、鉛、亜鉛、マンガン、石灰石等の生産を倍増し、石炭については、おおむね 2 千万トンの生産規模を見込み、また、石油、天然ガスの大幅な生産増大をはかる。

この結果、生産所得は 44 %増の約 850 億円、就業者は 27 %減の約 5 万人と見込まれ、生産性は大幅に上昇する。

このための主要な施策は、つぎのとおりである。

(1) 石炭鉱業の安定

石炭鉱業全体にわたる体制の整備につとめ、生産の合理化をすすめるとともに、保安の確立による災害の根絶、労働環境の整備による労働力の確保、流通の合理化と需要の確保をはかる。

(2) 金属、非金属鉱業の振興

鉱業開発の基盤となる地質図幅調査などの基礎調査および有望鉱床地域における開発調査を積極的に推進し、あわせて採鉱、選鉱の各段階における合理化をすすめる。

さらに、道内資源のいっそうの有効利用をはかるため、大規模臨海製錬所、セメント工場等を新設する。

(3) 石油、天然ガス開発の推進

陸域については、第三紀層および白亜紀層を対象とする探鉱開発を促進する。

大陸棚については、石狩～礼文島、宗谷～網走、釧路～十勝、日高～渡島の 4 海域を対象として基礎調査をすすめ、有望地域の海底掘削を促進する。

5 工 業

北海道の工業は、資源立地型の軽工業を主体とする後進的な工業構造のため、全国に占める地位は、出荷額でわずか 2.5 % にすぎない現状にある。

しかし、近年、産業基盤整備の進展にともなう非鉄金属、化学、石油精製等の立地を契機として、工業構造は大きく変わりつつある。

一方、わが国においては、経済の国際化の進展に対応して、生産規模の大型化が急速にすすみ、あわせて先進地域における過密の弊害が顕著となり、今後、工業生産のいっそうの発展をはかるためには、新たな地域において、装置型工業の巨大コンビナートの形成を主軸とする工業開発を推進することが強く要請されている。

北海道は、広大な用地と豊富な用水に恵まれており、輸送通信手段の発達と開発基盤の整備により、その立地条件は飛躍的に改善され、わが国の重要な工業開発地域として、国民経済の成長に積極的に寄与している。

このような観点に立って、臨海部に新しい構想のもとに大規模工業基地の建設をすすめ、また、既存の工業集積をもとに重化学工業の開発振興をはかるとともに、資源利用工業、消費財工業を振興し、北海

道における工業生産の飛躍的拡大と産業構造の高度化を推進する。

このような方針にもとづいて、目標年次における工業生産額は、基準年次の 4.7 倍の約 5 兆 3,100 億円を見込む。このうち、重化学工業部門については、大規模工業基地および既成臨海工業地帯における基幹資源型工業と機械工業の著しい拡大発展によって、基準年次の 9.1 倍の約 2 兆 8,000 億円、軽工業部門については、資源利用工業の発展と消費財工業の育成によって、基準年次の 3.0 倍の約 2 兆 5,100 億円を見込み、重化学工業部門の占める比率は 27 % から 53 % と著しく高まる。

この結果、生産所得は 4.7 倍の約 1 兆 3,300 億円、就業者は 1.7 倍の約 51 万人と見込まれ、生産性は著しく向上する。

このための主要な施策は、つぎのとおりである。

(1) 大規模工業基地の建設

用地、用水に恵まれた苫小牧東部地区に、大規模港湾などの産業基盤を重点的に整備し、国際的な規模の鉄鋼、石油精製、石油化学、非鉄金属等の基幹工業と自動車工業などの導入をはかり、目標年次の生産額をおおむね 1 兆 3,000 億円と見込む。

このほか、道東における新たな工業開発拠点の形成について検討をすすめる。

(2) 中核工業地帯の整備

工業開発の拠点となる中核工業地帯については、鉄鋼、石油精製等の基幹資源型工業ならびに機械工業、資源利用工業、消費財工業等の積極的な育成振興をはかるものとし、このため産業基盤の整備、適正な工場配置、生産・加工技術の向上などをすすめる。

なお、中小企業については、設備の近代化と経営の合理化を通じて、体質の強化につとめる。

(3) 産炭地域等の振興

産業転換を迫られる産炭地域などについては、地域の特性に応じて、産業基盤の整備をすすめ、工業などの代替産業の導入、育成をはかる。

(4) 産業環境の整備と公害の防止

大規模工業基地をはじめとする工業地帯において、効率的な工業生産を展開するため、労働力の確保、低れんなエネルギーの安定供給、情報伝達網の完備などをはかるとともに、都市計画にもとづく適正な工業立地をすすめ、産業公害の未然防止につとめる。

6 エネルギー

北海道のエネルギー需要は、産業経済の飛躍的な発展と生活水準の著しい向上にともない大幅に増大し、目標年次の総需要は、基準年次の3倍の約370兆キロカロリーに達するものと見込まれる。また、供給構造も大きく変化し、石油は基準年次の約7倍に増加して総エネルギーに占める比率は、38%から72%になるものと見込まれる。

このような需要の増大に対し、良質低れんなエネルギーを確保するため、石油、天然ガス等海外エネルギー源の受入・供給体制強化の一環として、大規模な原油備蓄基地などを整備するとともに、主要消費地へのパイプラインを建設して、広域大量輸送体系の確立をはかる。

また、電力については、目標年次の需要を基準年次の5倍の約500億キロワット時と見込み、約740万キロワットの電源を新たに開発するものとし、とくに、大容量原子力発電所の建設をはかるとともに、電力の安定供給に資するため、北海道・本州間の送電連けいを実現する。

7 運輸交通業等

産業経済の飛躍的发展にともない、運輸交通業の役割はますます重要となるので、道路、鉄道、港湾、空港、自動車ターミナル等の体系的整備とあいまって、輸送技術の革新に即応した車両、船舶の近代化と保管、荷役、包装等の施設の整備につとめ、その育成振興をはかる。

また、取引流通の合理化に資するため、卸売業団地の建設、小売業の設備の近代化、商店街の整備などをすすめる。

さらに、基盤整備などの建設事業を円滑に推進するため、機械、設備の近代化、通年施工の促進などにより建設業の健全育成をはかる。

第8 社会開発基盤の強化

1 都市および農山漁村の環境

産業構造の革新、経済規模の飛躍的拡大、社会的文化的活動の活発化などにもなつて、人口の都市集中はいつそう高まり、目標年次における都市人口は、総人口のおおむね70%に達するものと見込まれる。

このような都市化のすう勢に対処しつつ、北海道の有するすぐれた開発可能性を全域的に発揚するためには、都市の発展力を効果的に活用するとともに、都市と農山漁村を通じて、住民が積極的に産業活動を展開しうる魅力ある生産と生活の場を創出することがきわめて重要である。

このため、地域の中心となる都市を核として、周辺の農山漁村を包括する広域生活圏の形成をはかり、日常活動の広域化、都市化と雇用機会の拡大をすすめつつ、相互の有機的連けいをいつそう高めるものとする。

この際、従来の拠点開発をさらに充実発展させ、札幌・小樽、苫小牧・室蘭、函館、旭川、釧路、帯広、北見・網走については、周辺市町村を包括する中核都市圏の形成をはかり、地域の産業および生活活動の中核的役割を果たしうる高次の都市機能の配置、集積を計画的にすすめることとし、とくに、札幌圏には、北海道全域にわたる中枢管理機能の整備拡充をはかり、苫蘭圏は地域の特性を生かし、近代的な工業生産機能の集積につとめるものとする。

このような圏域を、新たな交通通信体系のもとに、都市を結節点として有機的に連けいし、過密、過疎の未然防止につとめつつ、都市と農山漁村の均衡ある発展を期するものとする。

このための主要な施策は、つぎのとおりである。

(1) 都市整備の推進

都市の規模と特性に応じて、長期的かつ広域的な土地利用構想のもとに、適正な都市計画を定め、これにもとづく公的施設の体系的整備をはかり、都市の秩序ある発展を積極的に誘導する。

このため、新たに市街化する区域については、住宅団地、工場団地、流通団地等の計画的配置とあわせて、交通施設などの整備を先行的にすすめる。

中核都市などの既成市街地においては、工場、流通業務施設等の計画的移転、住宅の中高層化、鉄道の高架化などをすすめ、その跡地の合理的かつ効果的な利用をはかるなど、都市機能の純化につとめるものとし、とくに、札幌などの都心部については、立体的な改造による新たな都市空間を創出しつつ、高度な中枢管理機能の集積をはかる。

その他の都市についても、周辺地域の生産生活活動に関連する都

市機能の充実をはかり、その整備を積極的にすすめる。

このほか、生活需要の高度化に即応し、住宅ならびに居住環境諸施設の整備をすすめるとともに、冬期における都市機能を確保するため、道路の無雪化をはかり、地域暖房などの普及につとめる。

(2) 農山漁村環境の整備

農山漁村の地域については、地域住民の生産生活活動の広域化をすすめ、生産活動の効率化と生活便益の高度化をもたらす機能的地域社会の形成をはかる。

このため、広域生活圏の形成を目途に、生産生活活動の新たな展開に対応して、道路などの交通通信施設を体系的に整備するとともに、圏域内の都市およびその他主要な地点に、近代的農漁村工業、流通、医療保健、教育文化等の生産生活に関連する諸施設を、必要度に応じて体系的に配置整備する。

さらに、寒地住宅の整備とあいまって、給排水、電話、電力等の諸施設の整備をすすめるとともに、冬期交通の確保をはかり、居住環境の近代化を推進するほか、地域の実態に即して、農漁家住宅の集団化など集落の再編成を促進する。

2 住 宅

北海道においては、狭小過密住宅、老朽住宅等が残存し、また、きびしい気象条件にもかかわらず、住宅の防寒性、耐久性はきわめて不十分な状態にある。

今後、開発の進展にともない、人口の増加とともに、世帯の分離、地域間移動、住宅の建て替えなどの増大が見込まれるので、これらに起因する住宅需要に対応した住宅戸数の確保と、生活水準に適合した

住宅の質の向上をはかる一方、住環境の整備につとめるものとする。

このための主要な施策は、つぎのとおりである。

(1) 住宅戸数の確保

住宅難を解消するとともに、新たな需要に対応するため、約 75 万戸の住宅の建設をはかる。

この際、公的資金による住宅については、低所得勤労者に対する賃貸住宅の供給に重点をおき、適正な住居費負担に配慮しつつ、その建設を推進する。

(2) 住宅の質の向上

規模については、「1 人 1 室」確保を目途として、食寝分離および分離就寝が可能となるように、面積の増大をはかるとともに、構造、設備については、北海道の気象条件などに適した整備をすすめ、住宅の性能を高める。

(3) 良好な宅地の供給

住環境の整備にあたっては、良好な宅地の供給が不可欠の要件となるので、土地区画整理事業、新住宅市街地開発事業等により、公共施設の整備とあわせて、計画的な宅地開発を推進するとともに、主要都市においては、都市再開発を行ない職住の近接化をはかる。

3 生活環境施設

北海道の社会生活基盤の整備は、経済の発展にくらべて相対的に立ち遅れているが、今後、開発の進展にともない、生活の高度化、多様化がいつそうすすみ、生活環境施設に対する需要はますます増大するものと予想される。

このため、都市および農山漁村の社会生活構造の変化に即して、地

域住民の生活と密接な関連をもつ公園、緑地、上下水道等の生活環境施設を計画的に配置して、その整備拡充を積極的に推進し、住宅の整備とあいまって、北方風土にふさわしい魅力ある生活環境の創出につとめるものとする。

このための主要な施策は、つぎのとおりである。

(1) 公園、緑地の整備

市街地においては、日常の利用に供する児童公園、近隣公園等について、人口 1 人当たり 3 平方メートル以上を確保するよう整備をすすめるほか、広範囲の利用に供する普通公園、運動公園についても積極的に整備を促進する。

また、都市近郊における緑地の保全および大規模工業基地における緩衝緑地の整備をはかる。

(2) 下水道の整備

公共下水道については、今後拡大する市街地を含めて概成することを目途に、その整備を推進する。

また、不良排水区域を解消するため、都市下水路の整備をはかるとともに、大規模工業基地においては、工場排水を処理するため、特別都市下水路を設置する。

(3) 水道施設の整備

目標年次における水道普及率を 90 % に高めることを目途として、水道施設の新設普及をはかるとともに、都市化の進展などにとともなう水道用水需要の増大に対応して、水資源の開発を推進するほか、水道事業の広域化につとめ、合理的な水利用を促進する。

(4) 熱供給施設の整備

都市ガス施設の普及をはかるとともに、主要都市の市街地、大規

模住宅団地等における地域暖房施設などの整備を積極的に推進する。

(5) 清掃施設の整備

目標年次における総人口のおおむね 90 %を対象として特別清掃地域を拡大し、域内のし尿、ごみをすべて衛生処理することを目途に、下水道終末処理施設およびし尿処理施設の整備とごみ処理施設の増設をはかる。

4 厚生施設

地域住民が健康を維持増進し、生活に不安、障害のない社会環境を創出するため、社会福祉施設、医療機関等の整備を積極的に推進する。これらの整備にあたっては、地域の広大性に留意し、地域住民がひとしく利用しうるよう適正配置につとめるものとする。

このための主要な施策は、つぎのとおりである。

(1) 社会福祉施設の整備

高令者の増加に対処し、老人福祉をはかるため、老人ホームなどの施設を整備拡充する。

児童の健全な育成をはかるため、保育所などを整備するほか、雄大な自然を生かして大規模な総合児童遊園を建設する。

心身障害者の治療、社会復帰等のため、精神薄弱児施設、身体障害者総合福祉センター等を整備する。

低所得者の福祉向上をはかるため、不良環境地区の改善などにつとめる。

さらに、社会福祉総合研修所を新設するとともに、地域における福祉活動を促進するため、社会福祉センターなどを整備する。

(2) 医療保健施設の整備

医療技術者の不足の現状にかんがみ、医師、保健婦、看護婦等の教育・養成施設を整備拡充して、その確保につとめる。

地域医療の体系化をはかるため、主要都市に地方センター病院を設定するほか、広域生活圏の中心的位置にある既設病院を地域センター病院として整備し、これに関連する地区病院などを充実する。さらに、患者輸送車などを適正に配置し、へき地医療の確保をはかる。

また、専門医療機関については、北海道地方がんセンターを中核とする地域がん診療施設、ならびに循環器リハビリテーションセンターの整備などをすすめるほか、母子総合保健センター、救急医療センター等を整備する。

このほか、公衆衛生、母子保健指導の強化のための施設を整備する。

5 教育文化等施設

経済社会の発展をになう有為な人材を養成し、生涯にわたり人間能力の開発向上をはかることは、総合開発の推進上きわめて重要である。このため、総体的に低位にある教育文化施設などの整備拡充をはかり、とくに、産業および科学技術に関する教育などの充実と科学技術の振興につとめる。

このための主要な施策は、つぎのとおりである。

(1) 学校教育、学術研究の充実と科学技術の振興

学校教育の充実をはかるため、小・中学校、高等学校の校舎など施設の整備を推進する。また、幼稚園の整備を促進するほか、へき地教育環境を改善するための諸施設および心身障害児のための特殊

教育施設の整備をはかる。

産業・科学技術教育の充実をはかるため、高等専門学校、産業教育施設等の整備をすすめる。大学における教育と学術研究の推進をはかるため、国立医科大学など大学教育施設を整備拡充する。

また、試験研究機関の整備拡充をはかり、地域開発の推進に資する科学技術の振興につとめるものとし、とくに、寒地の開発に関する試験研究体制を強化する。

このほか、研究学園都市の建設について検討をすすめる。

(2) 社会教育の充実と体育の振興

青少年の健全な育成および成人教育の充実をはかるため、都市青年センター、公民館等の整備をすすめる。

また、ひろく住民の体育、スポーツの振興をはかるため、国民運動場、国民体育館等を整備する。

(3) 文化の振興

北方風土にふさわしい文化の振興をはかるため、文化会館などの文化的諸施設の整備をはかる。

6 労働関係施設

今後、北海道の産業の飛躍的な発展をはかるため、進学率の上昇などによる若年労働者および技能労働者の不足に対処して、労働力の確保につとめるとともに、職業能力の積極的な開発向上をはかる。

また、労働者がその活力を十分に発揮しうるよう労働福祉の向上につとめる。

このための主要な施策は、つぎのとおりである。

(1) 職業安定施設の整備

労働市場の変化に即応し、労働力需給調整機能の強化、若年労働者の確保定着、家庭婦人などの労働能力の有効発揮をはかるため、職業安定機関などの整備を促進する。

また、通年雇用奨励金制度の活用などにより、季節労働者の通年雇用化をはかる。

(2) 職業訓練施設の整備

技能労働者の確保とその能力の維持向上をはかるため、共同職業訓練施設の整備などにより、事業主などの行なう職業訓練を推進するとともに、公共職業訓練施設の拡充整備につとめる。

(3) 労働福祉施設の整備

労働者の福祉の増進と勤労意欲の高揚に資するため勤労青少年ホームなどを設置するほか、労災病院などを整備する。

7 公害等防止施設

産業の進展と人口の都市集中などによる公害、交通災害、火災等の人為的災害の増加に対処し、かつ公害の未然防止のため、各種施設を総合的計画的に整備するものとする。

このための主要な施策は、つぎのとおりである。

(1) 公害防止

工業開発地域については、公害の未然防止をはかるため、調査研究をすすめるとともに、ばい煙、污水处理施設等の整備を促進して、汚染物質の発生の防止につとめる。

主要都市においては、冬期暖房による大気汚染を防止するため、市街地の地域暖房事業を推進するほか、大規模な住宅団地について集中暖房の普及をはかる。

また、主要都市および主要河川における大気汚染、水質汚濁等に対する監視測定体制を強化するため、自動測定機器などを設置する。

(2) 交通安全の確保

歩行者、車両通行の安全を確保するため、交通安全施設の整備、立体交差などを推進するとともに、冬期における道路の除排雪を促進するほか、地域信号制御方式の導入などによる交通管理システムの整備につとめる。

また、交通安全指導教育施設の整備をはかる。

(3) 消防および救急業務体制の強化

消防力の充実をはかるため消防施設の整備を促進するとともに、防災科学研究施設を設置する。

また、救急業務体制の強化につとめる。

第9 交通通信施設の整備

1 道 路

北海道の道路は、明治初期以来基幹的な路線から重点的に建設され、地域の開発に大きく貢献してきたが、いまなお道路密度、整備度ともに低位にあり、さらに、積雪寒冷の気象条件により、冬期交通はかなりの制約を受けている。また、道内の自動車交通は、近年著しい増加を示し、交通渋滞による道路の機能低下が随所にみられ、今後も交通需要はますます増大するものと予想される。

このような情勢のもとに、道内各地域の特性に応じた飛躍的發展を期するため、道路の計画的先行的な整備を推進して、北海道と本州、ならびに道内各地域を時間的に近接化するとともに、自動車交通の増

大と都市化の進展に対処するほか、農山漁村の近代化、新酪農村の建設、大規模工業基地の建設、観光の開発などの推進に積極的に寄与するものとする。

この際、交通の安全確保と道路環境の改善につとめる。

このための主要な施策は、つぎのとおりである。

(1) 骨格道路体系の形成

国土開発幹線自動車道については、道内各地域の発展の方向に即して、全区間にわたり建設を推進する。

この際、青函フェリートレン方式の開発、高速フェリーボートなどによる本州と北海道中央部との自動車交通の高速直結化をはかる。

また、これらを補完して骨格道路体系を形成する道路については、重点的な整備を行ない、とくに円滑な自動車交通の確保につとめる。

(2) 主要道路網の整備

主要道路網を形成する国道、道道等については、その整備をおおむね完了するとともに、地域開発を促進する幹線的な道路の整備をすすめ、道路網の充足をはかる。また、自動車交通の増大に対処して必要な再改築を行なう。

(3) 都市道路の整備

都市ならびに都市周辺の地域においては、広域的な都市計画にもとづく秩序ある発展と都市機能の適正な再配置を誘導するような都市バイパス、都市計画街路等の面的な整備に重点をおくとともに、札幌圏をはじめとする中核都市圏においては、都市高速道路、都市高速鉄道の建設など都市圏構想に即応した総合的な交通体系の形成により、都市交通の円滑化をはかる。

これらの事業の実施にあたっては、鉄道の高架化、駐車場、自動車ターミナル、流通業務団地の整備など関連する都市計画事業との総合一体的な推進につとめる。

(4) 地方支線道路の整備

農山漁村地域などにおける市町村道については、広域生活圏の形成を促すため、流通の合理化と生産生活環境の改善に積極的な役割を果たす道路の整備を大幅に促進する。

(5) 冬期交通の確保

産業活動の活発化と生活の向上をはかるため、冬期交通の確保を積極的に促進する。このため、冬期間における網的な道路交通の確保とその質的向上につとめるとともに、都市においては、除排雪、路面融雪を大幅に促進し、地方支線道路については、生産生活活動の広域化に対応して、除雪の拡大推進をはかる。

2 鉄 道

産業経済の発展と都市化の進展などによる総輸送需要の増大のなかで、鉄道については、中長距離輸送の分野における大量輸送の特性を生かし、他の輸送機関との合理的機能分担のもとに、近代化をすすめるものとする。

このための主要な施策は、つぎのとおりである。

(1) 北海道・本州間鉄道輸送の高速化

北海道・本州間の輸送体系の近代化、高速化をすすめるため、国土の主軸形成の一環として、青函トンネルおよび同トンネルを経て北海道中央部にいたる新幹線鉄道の建設を推進する。

(2) 道内鉄道輸送の近代化

函館本線などの幹線の複線化、根室本線などの亜幹線の改良を行ない、動力の近代化を推進して、都市間輸送の高速化をはかるとともに、踏切の立体交差化を促進して、安全性の確保および鉄道交通の円滑化につとめる。

また、貨物輸送体制の整備充実をはかるため、輸送速度の向上、船舶および自動車輸送との協同一貫輸送の強化、高速貨物列車、専用列車の設定などにより輸送方式の近代化を促進する。

さらに、地域開発上必要な新線の建設につとめる。

(3) 都市圏鉄道輸送力の増強

札幌圏などにおける通勤通学輸送などの増加に対処するため、車両の増強、列車の高速化をすすめるとともに、都市高速鉄道の建設および鉄道の高架化をはかり、都市圏鉄道輸送の増強、近代化を促進する。

3 港 湾

北海道の港湾取扱貨物量は、近年、急速に増加しているが、今後の産業経済の拡大、エネルギー構造の変化などにともない、目標年次には約 2.2 億トンに達するものと推定される。このような貨物量の急増に加えて、工業立地の大規模化、船舶の大型化、専用船化、ならびにコンテナ輸送、長距離フェリー輸送等による海陸一貫輸送の進展に対処して、主要港湾の整備拡充を積極的に推進するとともに、新たに大規模港湾の建設をはかるものとする。

このための主要な施策は、つぎのとおりである。

(1) 工業港湾の整備

鉄鋼、非鉄金属、石油、肥料、飼料、紙パルプ、木材等の臨海性

工業の発展と工業原材料・製品輸送の増加に対処して、既存の工業港湾の整備拡充をはかる。

さらに、苫小牧東部地区に大規模工業基地開発のための大規模な港湾の建設を推進する。

(2) 流通港湾の整備

産業経済の発展にともなう港湾取扱貨物量の増大と物資流通合理化の要請に対処するため、地域の特性に立脚して、近代的ふ頭の建設など流通港湾の整備拡充をすすめる。

また、札幌圏における物資流通の増大、消費財工業の発展、北方圏との経済交流の進展に即応して、石狩湾沿岸に、流通港湾の整備をはかる。

(3) 地域開発港湾の整備

地域産業の進展にともなう港湾取扱貨物量の増大に対処するとともに、離島連絡および海難防止のため、地域開発に必要な港湾の整備をはかる。

4 航路標識

北海道沿岸における船舶の海難防止と運航能率の増進をはかるため、港湾標識、障害標識等の航路標識の整備を積極的に促進する。

5 空 港

経済活動の活発化、所得水準の向上などにともない、航空輸送需要は急速に増加しているが、今後、航空機の大型化、高速化による時間距離短縮効果によって、北海道・本州間および広大な道内の航空輸送需要は、さらに著しく増大し、目標年次には約 1,400 万人に達するも

のと予想される。

このような急増する航空輸送需要に対処して、空港施設を積極的に整備し、北海道・本州間および道内航空路網の確立をはかる。

このための主要な施策は、つぎのとおりである。

(1) 基幹空港の整備

千歳空港においては、防衛のための利用と民間利用とを分離し、国土の主軸を形成するとともに道内航空路網の中心となる基幹空港として、施設の大型化などの整備を行なうほか、北方圏諸国などとの国際交流の進展に関連して、国際的空港の規模において整備する。

また、空港・都心間交通の円滑化をはかる。

(2) 地方空港の整備

北海道・本州間の航空輸送需要の急増に対処するため、道東、道南において、中核的空港の整備を行ない、大型機による本州直行便の運航をはかる。その他の地方空港については、通年運航が可能となるよう整備を行なうとともに、離島についても空港の整備をすすめて、道内航空路網の拡充をはかる。

6 流通施設

北海道経済の発展にともなう物的流通量の飛躍的増大に対処して、各種輸送施設の整備、輸送技術の革新などとあいまって、流通ターミナルを適正に配置整備し、一貫輸送体系の確立を促し、物的流通の効率化につとめる。

このため、札幌など主要都市の周辺部、流通港湾の背後等の適地に、物的流通の拠点となる流通団地を建設し、トラックターミナル、倉庫および関連施設の計画的配置をはかる。

7 通信施設

技術革新の進展、経済社会の発展、国際交流の増大などにとともに、情報の大量高速処理の必要性はますます高まるので、電話の自動化を促進するとともに、データ通信、画像通信等通信サービスの高度化をはかるほか、郵便の送達時間を短縮し、近代的通信体系の確立につとめる。

このための主要な施策は、つぎのとおりである。

(1) 電気通信の高度化

電話のいっそうの普及につとめるとともに、自動化をおおむね完了して、通信サービスの高度化、多様化をはかるほか、コンピューター利用の普及にとともなうデータ通信体制の整備を促進する。

また、生産生活活動の活発化、広域化に資するため、公衆電話および農山漁村地域における電話のいっそうの普及をはかる。

(2) 郵便の能率化

郵便局の改善、新設、集配施設の機械化、集中処理施設の整備を促進するとともに、専用自動車、航空機、コンテナ利用による輸送の拡大、開発をすすめ、郵便物輸送の能率化をはかる。また、冬期における集配の確保につとめる。

(3) 電波利用の普及

電波利用の普及をはかるため、新しい周波数帯の開発利用をすすめ、電話、データ通信、画像通信等における無線施設の利用を拡大するとともに、公共、産業、防災等のための無線施設の整備を促進する。

なお、共同聴視施設などを整備して、放送難視聴区域の解消をはかる。

第10 国土保全と水資源の開発

1 治 山

北海道の山地には、崩壊、侵食をうけやすい地質、土壌条件の地域がひろく分布しており、荒廃の防止と復旧の必要性が高まっている。

このため、荒廃山地および災害発生危険地に対し、保安施設を整備するとともに、飛砂害、風害、なだれ被害などに対処し、防災林造成事業を行なうほか、地すべり荒廃地に対する防止事業を実施する。

また、保安林を適正に配備し、その管理を強化して、災害の防除、水資源のかん養などをはかるとともに、環境緑化を積極的にすすめる。

2 治水と水資源開発

北海道の2,300余におよぶ河川の多くは未改修の状態にあり、近年、人口の集中、資産の集積にとともない、融雪、台風、局地豪雨等による洪水の被害は増大する傾向にある。

今後、経済社会の発展に対応し、このような災害を未然に防止して、生活の安全と産業活動の安定を確保するとともに、河川環境を保全整備することは、きわめて重要である。

また、産業の発展などにとともない、急増する用水需要に対処し、長期的広域的観点にたって、安定した水供給をはかる必要がある。

このため、地域の発展の方向に即し、河川、ダム、砂防等の治水施設の総合的整備と効果的な水資源の開発を推進するとともに、水質の保全など良好な河川環境の保持につとめるものとする。

このための主要な施策は、つぎのとおりである。

(1) 河川改修の推進

石狩川など重要河川については、主要区間の堤防をおおむね完成するとともに、河道の改修を促進する。

農用地の開発に関連する河川については、大規模な草地開発などの開発事業を推進するための根幹となる河川を中心に改修を実施する。

都市河川については、その整備を促進して、洪水の安全な流下をはかるとともに、都市環境の整備保全に資するため、河川敷地の整備などを推進する。

中小河川については、災害の多発する河川の改修を重点的に実施する。

(2) ダム事業の推進

治水対策の推進とあわせて水資源の開発に資する多目的ダムの建設を促進し、豊平峡ダム、大雪ダム、十勝ダム等を完成する。とくに、苫小牧東部地区における大規模工業開発などにもなう水需要に対処するための供給対策を推進する。

また、有明ダム、様似ダム、矢別ダム等の治水ダムの建設を促進して、渇水対策にも資する。

(3) 砂防事業の推進

石狩川、十勝川等とくに荒廃がはなはだしい地区の砂防施設を重点的に整備するとともに、主要都市周辺の荒廃が著しい溪流などについて、必要な砂防施設をおおむね完成するほか、美唄川流域などの危険地区について地すべり対策事業を推進する。

(4) 急傾斜地崩壊対策事業の推進

急傾斜地の崩壊による災害を防止するため、危険度の高い地区の対策事業を重点的に実施する。

3 海岸保全

海岸災害の現状にかんがみ、国土保全、民生安定の見地から、海岸保全施設の整備をいっそう強化する必要がある。

このため、臨海部の防災と海浜の利用を十分勘案して、危険度の高い海岸について海岸保全施設の整備を積極的に推進する。

4 気 象

北海道の気象はきわめてきびしく、生産活動に与える影響も大きいので、気象などからもたらされる自然災害の防止対策としてはもとより、産業の振興に寄与するため、気象業務体制の強化を推進するものとする。

このための主要な施策は、つぎのとおりである。

(1) 気象観測施設の充実

気象予報精度の向上、気象情報の活用を促進するため、気象観測の充実、気象観測測器の近代化などをはかる。

(2) 通信施設の整備

通信技術の高度化に対応して各種気象資料の画像伝送施設を含む気象通信施設の整備充実をはかる。

(3) 防災気象業務の充実

地震、火山についての観測体制の強化、津波警報の迅速化などの気象、地象、海象の全般にわたる防災気象業務の充実強化を推進する。

(4) 予警報業務の強化

予警報業務の近代化をはかり、その体制を強化する。

第 11 自然の保護保存と観光開発

雄大神秘的な自然景観、独自の文化財等の観光資源を有する北海道は、わが国における枢要な自然観光レクリエーション地域として、ますますその価値を高めるとともに、国際的評価も高まりつつある。

このような北海道の自然を恒久的に保護保存し、国民的資産として積極的にかん養することはきわめて重要である。

また、今後、北海道の観光需要は、所得水準の上昇、余暇の増加、機動性の増大、自然への渴望などによって飛躍的に増大し、目標年次における観光客入込数は、基準年次の約 4 倍に達するものと見込まれる。

このため、自然の保護管理体制を強化する一方、観光資源の利用に必要な諸施設の整備拡充を積極的に推進し、さらに、観光旅行の周遊性を確保するため、交通施設の整備と宿泊およびレクリエーション施設の適正配置をすすめ、広域観光ルートの形成をはかるとともに、四季を通じ魅力ある観光の場を創出するため、冬季観光の開発につとめる。

このための主要な施策は、つぎのとおりである。

(1) 自然公園等の保護保存と利用

自然公園については、適正な保護と利用の地域区分などを明らかにした公園計画の整備をすすめ、この計画にもとづき、公園用地の公有化などをはかるとともに、公園公共施設、民間施設の均衡ある整備を促進し、その利用の拡大につとめる。

とくにすぐれた景観を有する地域を新たに自然公園とするほか、海中公園などの整備をすすめる。

また、文化財などについては、その保護保存をはかるとともに、

博物館などを配置整備して利用の増進につとめる。

なお、北海道の特色ある都市および産業などを観光の対象としてひろく活用するための諸施設の整備を促進する。

(2) 観光受入施設の整備

交通施設については、主要観光地を結ぶ道路、空港等の整備を積極的にすすめるとともに、主要観光地域における有料観光道路、バスターミナル等の建設をはかる。

また、宿泊施設については、ホテル、旅館等の整備を促進することとし、とくに、低れんな国民宿舎、ユースホステル等を整備する。

レクリエーション施設については、その需要の増大と多様化に即応するため、大雪山国立公園などのすぐれた自然環境地域に国民休暇村、国民保養温泉地等の設置をはかるほか、道内の適地に青少年旅行村、海浜・山岳レクリエーション施設等を配置整備する。

さらに、冬季におけるレクリエーション活動を助長するため、スキー・スケート場などの整備拡充につとめ、とくに、大規模なスキー場を適地に建設する。

第 12 所 要 資 金

- 1 この計画を実施するための政府投資は、約 8 兆 5,500 億円を見込み、その内訳は以下のとおりである。

産 業 振 興 (農林水林業、鉱工業等)	15,500 億円
社会開発基礎整備 (住宅、生活環境施設等)	12,500 億円

産業基盤整備 (道路、港湾、治山治水等)	53,500 億円
調整費	4,000 億円
合計	85,500 億円

2 計画期間における民間企業等投資は、約 12 兆 2,000 億円と見込まれる。

- (注)
1. 政府投資とは、国、地方公共団体による行政投資および政府企業、地方公営企業による投資である。ただし、災害復旧、官庁営繕の投資は含まない。
 2. 民間企業等投資とは、民間企業設備投資および個人住宅投資である。
 3. 価格は、昭和 44 年度価格である。

む す び

この計画は、北海道の有する開発可能性をつぶさに検討し、新全国総合開発計画と調整のうえ、策定したものであるが、計画の期間としたこの 10 年間には、内外情勢の激しい変化が予想されるので、今後の経済社会の動向に対応して、弾力的運用をはかることが必要である。

また、この計画達成のためには、国、地方公共団体の努力はもちろん、民間の積極的な参加と協力が不可欠である。したかつて、政府は、政府公共部門の計画的推進、政府関係金融機関などの機能の拡充強化とその積極的活用をはかるものとし、とくに、つぎの諸点に配慮して、その効果的な運営につとめる。

- (1) 施策相互間の有機的関連性を考慮し、効率的かつ重点的推進につとめること。

- (2) 計画の推進に必要な行財政、金融ならびに税制、法制に関する有効適切な措置を講ずること。
- (3) 土地、水および水面等の開発利用にあたっては、総合開発の方向に即し、その調整を積極的にすすめること。
- (4) 計画の効果的推進に必要な各種調査および試験研究等の拡充をはかること。

なお、北方領土対策について配慮するとともに、北方海域における安全操業の確保につとめる必要がある。

参 考 表

主要生産指標

区 分	単 位	基準年次 (43年度) A	目標年次 (55年度) B	B - (%) A
農業生産額	億 円	3,308	5,600	169
農用地	万ヘクタール	99	131	132
乳肉用牛	万 頭	47	152	323
牛 乳	万 ト ン	91	311	342
米	万 ト ン	123	110	89
林業生産額	億 円	791	1,260	159
木材生産	万立方メートル	1,089	1,660	152
水産業生産額	億 円	943	1,725	183
漁獲量	万 ト ン	188	231	123
鉱業生産額	億 円	1,104	1,780	161
石 炭	千 万 ト ン	2.1	2	95
銅鉱(精鉱含有量)	千 ト ン	6.8	17	250
鉛鉱(")	千 ト ン	13.5	56	415
亜鉛鉱(")	千 ト ン	33.3	129	387
工業生産額	億 円	11,385	53,140	467
粗 鋼	万 ト ン	350	1,400	400
アルミニウム	万 ト ン	-	90	-
石油製品	万キロリットル	115	3,470	3,017
石油化学	万トン(エチレン)	-	88	-
洋 紙	万 ト ン	131	240	183
電力(需要端)	億キロワット時	101	518	513

(注) 価格は、昭和43年度価格である。